

答 申 情 第 9 0 号

平 成 3 0 年 8 月 7 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成29年10月20日付け中地第15号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

特定の市政協力委員に支払われた委託料の用途及び残高が確認できる文書の不存在による
非公開決定事案 (諮問情第142号)

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成29年6月13日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

内容。28年度期の市政協力委員（下記の人）へ、その任務の対価として京都市の公金から支払れた全金額の確認することの出来る、又、その全額の使途が明瞭に確認することの出来る、そして、任務終了後（任期後）に確認することの出来る残高の知り得ることの出来る書類（紙文書以外も全部）の公開。

上記委員の担当区域は、京都市中京区〇〇町地域。同委員氏名は、同町内会から通知公表されている、同〇〇町の■■氏に支払れたもの（上記の通りに）。以上。

- (2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成29年6月29日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

市政協力委員に対する委託料については、収支の報告は求めているため、当該請求に係る公文書は作成しておらず、取得もしていない。

- (3) 審査請求人は、平成29年10月2日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、次の趣旨の審査請求をした。

前年度期（本当は前々年度からが、提出期限オーバーで却下）も同件において同じく請求した通りであるが、その回答は、請求公文書が存在せずであり、故に、非公開決定処分と成されたが（但し未だ争論中）、前回も述べたが、何故に不存在であるのか？（認識的に。従って当然物理的不存在になる）という点に最も疑義と不当性を禁じ得ない。因って、社会的に合理性と道理のある根拠理由を求めるものである。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「前年度期（本当は、前々年度からが、提出期限オーバーで却下）

も同件において同じく請求した通りであるが、その回答は、請求公文書が不存在であり、故に、非公開決定処分と成されたが（但し未だ争論中）、前回も述べたが、何故に不存在であるのか？（認知的に。従って当然物理的不存在になる）という点に最も疑義と不当性を禁じ得ない。因って、社会的に合理性と道理のある根拠理由を求めるものである。」などというものである。

4 諮問庁の主張

不存在による非公開決定通知書及び弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、①平成28年度期の市政協力委員（京都市中京区〇〇町が担当区域の■■氏）へ、その任務の対価として京都市の公金から支払れた全金額を確認することができ、②その全額の使途を明瞭に確認することができ、③任務終了後（任期後）の残高を知ることができる書類（紙文書以外も全部）であって、上記の①から③までの内容をいずれも満たすものである。

なお、上記①に該当すると思われる公文書については、審査請求人が、本件請求と同日に別途行った個人情報開示請求に対して当庁は、「▲▲学区 平成28年度市民しんぶん月別配布数・委託料一覧」を公文書として特定し、開示している。

(2) 請求に係る公文書が存在しないことについて

ア 当庁においては、京都市市政協力委員設置規則第1条等に基づき、市政協力委員を置き、それぞれの市政協力委員の担当区域の担当世帯数に応じて、委託料（@20円×担当世帯数×月数）を支払うこととしている。

イ 市政協力委員制度については、市政の円滑なる運営と行政能率の向上を図るという目的のため、区に設置されるものであり、当該目的を達成するため、担当区域内の次の事項に関し、市に協力するものとされている。

(ア) 諸通知の伝達及び諸書類の配付、収集に関すること。

(イ) 市政の普及徹底に関すること。

(ウ) 市民の要望の取次に関すること。

(エ) その他区長が特に必要と認めること。

ウ このように、市政協力委員制度は、市民と市政をつなぐ制度として、昭和28年に発足した。

現在、8,000名を超える市政協力委員に、具体的には、市民しんぶんをはじめとする広報物の配布やポスターの掲示、更には市民の要望を聞きとり、区役所などに取り次ぐなど、市政の円滑な推進に欠かすことのできない広報・広聴の基盤を担って

いる。

エ 上記のとおり、市政協力委員の活動は多様であり、実際の活動に鑑みれば、収支報告書が市政協力委員の活動を表すものとはいえ、また、当該市政協力委員に支払われた委託料については、当該市政協力委員の財産となるものである。

オ したがって、審査請求人が求めている「市政協力委員へ支払れた全額の使途が明瞭に確認することの出来る、そして、任務終了後（任期後）に確認することの出来る残高の知り得ることの出来る書類」について市政協力委員に求める義務を負わないことから、上記4(1)の②及び③の内容を満たす文書は存在せず、本件請求に係る文書を取得、保有していないため、本件処分を行ったものである。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 前回は述べたが、何故に不存在であるのか？（認識的に従って当然物理的不存在になる）と言う点に最も疑義と不当性を禁じ得ない。因って、社会的に合理性と道理のある根拠理由を求めるものである。

(2) 前年度期においても、上記の合理性を有した社会通念上にも耐え得る請求（根拠理由を）をしておりますので、その点は、今期請求につきましても決して変るものではなく、同様の主張を求めるものであり、誠に勝手乍ら、当方の時間と労力の都合上、それらを省力化させて頂き（直筆を）、そのコピー文書（章）にて、当方自身の直筆文書と代えて提出させて頂きたく存じます。

(3) 支出金額（委託金の）のみは合理的に書類（紙文書以外においても）によって明確に管理されている（公開されている故）のに、何故（合理的根拠を要する）、収入の無いことは当然分ることであるが、問題、疑義ある点として、その特に使（支）途（おおざっぱでよい。つまり、その任務の為の用途の適否が社会通念上認められる様であれば、皆納得出来る）金（額）、そして、その任務終了後に残金の有無、残高（額）を明瞭に分る（一般全市民が）ように公金（税金）の流れを常に透明にしておくべきである。と、いって（主張）しているのであるが、なにか、透明化すると、秘匿せねば、なにか？都合の悪いこと（市側に）でもあるのですか？支出金額だけはなぜ収得しているのですか？受託者から領収書等で報告させているではないですか。

(4) 背景がどうのこうのとかが？本人＝委員自身＝の財産となるとか（勿論、財産の一部に

なることは当然であるが、その財産の出どころは、市政協力委員としての任務を完遂して初めて市の公金（税金）を私金として使途出来る訳である。分りませんか？おたくのポケットマネーから支出された“金”ではないでしょう。どこ迄いっても飽く迄で市の“公金”“税金”という“金”なのである。つまり、文中にも…収支（当然、その使途も含むものである）の報告が同委員の活動を表すものとはいえず…とか、同委員の活動は多様であるとか述べておられますが、争論中の反論書にも記したが、処分局や審査会では実際の活動現場等本当に知って（実際に）おられるのですか？。多様である。とあるが、同規則の主に5の（2）の（ア）を除けば、後はポスター張りや少々あるのかもしれない程度の事柄でしょう？

(5) 前記の5の（2）の（ア）の任務は、彼等（同委員）は一切実行せずに、市（行政機構）の組織体とは全く別の（今は戦時中ではない）組織体の「町内会」の役員にすべて無償で実行させている。

(6) つまり市民の税金（公金）が無駄というか、不正に使途されているであろう蓋然性は極めて否めない…もう反論書でないので止めるが、つまり、そういうことであり、それを否定出来る合理的（社会的に）で道理のある解説が出来るのであれば、具体的（いつも抽象的回答が非常に多く分りにくい＝条例にも分り易く…と明記してあるでしょう）。に説明（弁明でも解釈も）して下さい。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

本件請求に係る文書は、京都市が市政協力委員（京都市中京区〇〇町の■■氏）に支払った平成28年度委託料の全額が確認することができ、かつ、当該市政協力委員が当該委託料をどのように使ったか、及びその残高を確認することができる文書であると認められる。

(2) 本件処分について

ア 審査請求人は、過去に自身が行った公文書公開請求（請求日は、平成28年9月16日）において、「内容。平成27年度期の市政協力委員（下記）へ支払われた公費（市の）の収支の決算が確認出来る文書類（決算書等）。担当区域は、京都市中京区〇〇町を担当されていた人。つまり、同町内会から通知公表されている、同町内の●●氏に、行政（市の公費）からその委嘱（委託）費（代金）として支給（支払われている金銭）されている、その公費の収支。その使途（氏の報告書等）等の確認することの出来る

文書類。等。」を求めており、これは上記6(1)で確認したとおり、実質的に本件請求と同様のものと認められるところ、審査請求人は当時の請求に係る決定に対しても審査請求を行っている。

イ 上記6(2)アの審査請求事案について、当審査会は、平成29年7月26日付け答申情第68号において、諮問庁が行った不存在による非公開決定は妥当であるとの判断を行っている。

ウ 本件審査請求においては、審査請求人から、審査請求書のほか、相当量の添付文書が提出されているが、一見して本件請求に係る公文書の存否について関係がないものも多く、新たな事実、新たな根拠などに関する主張は見てとれず、本件審査請求における双方の主張は、従来の主張の繰返しであると認められる。

エ これらのことからすれば、当審査会は、これまでの判断を変更すべき特段の事情も認められないことから、本件処分に関する諮問庁の主張は不合理なものではないと判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年 10月20日 諮問

11月20日 諮問庁からの弁明書の提出

平成30年 7月 3日 審議（平成30年度第3回会議）

8月 7日 審議（平成30年度第4回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）